

知多市議会事務局障がい者活躍推進指針

- 1 機関名 知多市議会事務局
- 2 任命権者 知多市議会議長
- 3 期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日（3年間）

4 知多市議会事務局における障がい者雇用に関する課題

知多市議会事務局は、障害者雇用率制度の対象となる機関ではないが、障がい者の活躍はノーマライゼーション等の理念の浸透につながり、行政サービスの向上の観点から重要である。

5 目標（障害者雇用率制度の対象となった際に適用）

(1) 採用に関する目標

ア 実雇用率 毎年6月1日時点 法定雇用率以上

イ 評価方法 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理

(2) 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

6 取組内容

- (1) 障害者雇用推進者との連携体制を構築する。
- (2) 知多市の障害者職業生活相談員との連携体制を構築する。
- (3) 本指針の推進のため、障害者雇用推進者とともに、障がいのある職員に広く参画を呼びかける。
- (4) 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員を中心とした組織内の人的サポート体制を整備するとともに、役割分担及び相談先を整理し、関係者間で共有する。
- (5) 障がい者に係る施策について、広く周知を図る。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく調達方針に配慮し、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。